⑵2　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⑵3　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑵4　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

⑵5　本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。

⑵6　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する工事である。

⑵7　本工事は、工事検査時（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。

⑵8　本工事は、令和６年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、技術管理費（出来形管理のための測量等に要する費用のうち、「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」）、従業員給料手当および法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）（以下「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

⑵9　本工事は、カーボンニュートラル社会の実現を目指し、港湾工事（海岸工事含む）に従事する作業船（グラブ浚渫船）に対して、燃料消費量の削減に資する機器または作業の高効率化に資する機器を使用することによるCO_2排出量の削減効果を検証することを目的とした低炭素型作業船導入効果検証試行工事の対象工事（受注者希望型）である。

⑶0　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性をチェックする試行工事である。

⑶1　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

⑶2　本工事は、地元作業船を使用する旨の協議があった場合に精査変更を実施する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における令和７・８年度港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けており、決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては950点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が750点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては950点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が750点以上であること。）。

⑶　平成23年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。

なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する工事成績評点表の評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・同種工事は、次のとおりとする。

㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、海域においてグラブ浚渫船により、浚渫工又は床掘工を行った工事で、次に掲げるａ）及びｂ）の要件を満たす施工実績を有すること。

ａ）純土量：80,000㎥以上／件

ｂ）計画水深：－11m以深

※上記ａ）及びｂ）は同一工事かつａ）はｂ）の水深まで浚渫した施工実績とする。

㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、海域においてグラブ浚渫船により、浚渫工又は床掘工を行った工事で、計画水深－５m以深を施工した工事の施工実績を有すること。

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。

ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

①　１級もしくは２級土木施工管理技士（２級土木施工管理技士にあっては、種別を「土木」とするものに限る）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、下請契約の請負代金額の合計が5,000万円以上となる場合には１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成23年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが施工経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

また、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

・同種工事は、海域においてグラブ浚渫船により、浚渫工又は床掘工を行った工事の施工経験を有することとする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了した者であること。

ただし、法令の規定により監理技術者資格を求めない場合は、この限りではない。

④　申請する技術者が、平成23年４月１日以降に産前産後休業、育児休業及び介護休業（以下、「産休等」という。）を取得した場合は、産休等期間に相当する期間（日数）を施工経験を求める期間に加えることが出来る。